



平成 29 年 度

# 市 政 執 行 方 針

名 寄 市

はじめに	1
市政推進の基本的な考え方	1
平成 29 年度の予算編成	4
“市民と行政との協働によるまちづくり”	6
・市民主体のまちづくりの推進	6
・人権尊重と男女共同参画社会の形成	7
・情報化の推進	8
・交流活動の推進	9
・広域行政の推進	10
・効率的な行政運営	11
・平和行政の推進	12
“市民みんなが安心して健やかに暮らせるまちづくり”	13
・健康の保持増進	13
・地域医療の充実	14
・子育て支援の推進	15
・地域福祉の推進	16
・高齢者福祉の推進	17
・障がい者福祉の推進	18
・国民健康保険	19
“自然と調和した環境にやさしく快適で安全安心なまちづくり”	20
・循環型社会の形成	20
・消防	20
・防災対策の充実	21
・交通安全	22
・生活安全	22
・消費生活の安定	23
・住宅の整備	24
・都市環境の整備	25
・上水道の整備	25
・下水道・個別排水の整備	26
・道路の整備	27
・地域公共交通	29
“地域の特性を活かしたにぎわいと活力のあるまちづくり”	30
・農業・農村の振興	30
・森林保全と林業の振興	35
・商工業の振興	36
・雇用の安定	38
・観光の振興	39
“生きる力と豊かな文化を育むまちづくり”	40
・幼児教育の充実	40
・大学教育の充実	41
・生涯スポーツの振興	42

平成 29 年第 1 回名寄市議会定例会の開会にあたり、市政執行への私の基本的な考え方を申し上げ、議員各位をはじめ、市民の皆様のご理解とご協力をいただきたいと思います。

## **はじめに**

まもなく合併から 12 年目を迎え、私が、市長として 2 期目の任を担わせていただいてから 3 年を過ぎようとしています。

昨年は、旧風連町と旧名寄市が合併して 10 年という大きな節目を迎え、また、名寄市立大学においては、開学 10 周年を迎えることができました。

平成 29 年度は、このたび策定いたしました第 2 次総合計画を中心に、今後 10 年、本市の目指すべき姿に近づいていけるよう、さらにその先も見据え、多くの市民の皆様とともに課題を解決し、明るく元気なまちづくりを進めてまいります。

## **市政推進の基本的な考え方**

ここに、市政推進の基本的な考え方を申し上げます。

一点目は、「民間会社的発想での行財政運営」についてです。

人口減少、普通交付税の段階的な縮減などにより、今後も厳しい財政状況が続くと想定されるところ、明確な政策目標を立て、コスト意識を持ち、適切な事業の選択・健全な財政運営を行う必要があります。

名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略や、第2次総合計画において新たに掲げた3つの重点プロジェクトにおいては、成果指標（KPI）を掲げ、PDCAサイクルの中で進捗管理を行い、施策を磨き上げてまいります。

また、持続可能なまちづくりを推進するため、昨年「名寄市公共施設等総合管理計画」を策定し、平成47年度までに公共施設の総延床面積を13パーセント削減する目標値を設定しました。目標達成に向け、住みやすく、効率的なまちづくりを着実に進めてまいります。

二点目は、「さらなる市民参加とよりわかりやすい行政運営・情報公開」についてです。

まちづくりの主体は市民であり、主体的、能動的にまちづくりに参加することが大切であるとする「名寄市自治基本条例」に基づき、パブリック・コメントや各種説明会などを通じ、市民との意見交換

やその反映に努めています。

三点目は「地域の宝・財産・特色に徹底的にこだわったスケールの大きなまちづくり」についてです。

昨年末に改定された国のまち・ひと・しごと創生総合戦略においても、地域を担う人材育成・知の拠点としての地方大学の振興が掲げられたところです。まさに地域の宝・財産・特色である名寄市立大学を活用し、道北地域の知の拠点・名寄市の財産の一つとして環境整備を進めるとともに、地域と連携した事業を推進してまいります。

また、「冬季スポーツの拠点化」にも取り組んでおり、合宿・大会などの誘致も増加し、雪・寒さを強みとした取組が形になろうとしています。本市の「名寄の冬を楽しく暮らす条例」の目的である「雪や寒さを活かして、冬の生活をより暮らしやすく、楽しいものにする」を推進するため、市民の皆様と協力し一体となり、継続して取り組み、活力あるまちづくりを進めてまいります。

私は、この三つの基本的な考え方のもと、新たな総合計画を施策

の基本としながら、市民の皆様との協働により、効果的、効率的、持続可能なまちづくりを推進し、この名寄をこれからも住み続けたいと思っただけのまちにするため、全力で取り組んでまいります。

### **平成 29 年度の予算編成**

次に、平成 29 年度の予算編成について申し上げます。

本市の平成 29 年度各会計予算は、多くの市民の意見を踏まえて策定した第 2 次総合計画の将来像の実現に向け、確実な一步を踏み出すためにも、健全な財政を基調としながら、第 2 次総合計画の重点プロジェクトや総合戦略を中心とした様々な施策や事業の展開、さらには未来への投資を着実に実施していくことなどの基本的な考え方のもと、また、平成 28 年度における地方創生のさらなる深化に対する国の補正予算なども活用し、予算編成をいたしました。

主な事業については、ハード事業では北斗・新北斗公営住宅建設事業、名寄市立大学保健福祉学部再編事業、風連中央小学校校舎・屋内運動場等改築事業などを、また、ソフト事業では要介護高齢者への紙おむつ用ごみ袋支給事業、町内会と連携し、より快適な除排

雪体制の構築を目指すレンタル&ゴー事業のほか、総合計画の重点プロジェクトの推進として、不妊治療に要する費用の一部を助成する特定不妊治療費助成事業、新規就農者や農業後継者の円滑な就農を支援する農業担い手支援事業、冬季スポーツによる地域活性化を図る冬季スポーツ拠点化事業などの事業を盛り込みました。

これにより、一般会計の予算案は、前年度比 5.7 パーセント減の 221 億 4,936 万 1 千円となりました。

また、6 つの特別会計予算案は前年度比 2.3 パーセント減の 82 億 4,866 万 6 千円、企業会計予算案は前年度とほぼ同額の 128 億 1,404 万 9 千円、全会計の総額では前年度比 3.4 パーセント減の 432 億 1,207 万 6 千円となりました。

財源調整として、財政調整基金で 5 億 9,003 万 4 千円の取崩しを、また、老朽化した公共施設設備の更新などに係る事業の財源として、公共施設整備基金で 2 億 800 万円の取崩しを計上しましたが、今後の起債償還に備え、減債基金の積み立てを行い、将来の財政健全化を視野に入れた予算を編成しました。

今後も、行財政改革に取り組むとともに、財政規律を遵守し、健全な財政運営に努めてまいります。

## “市民と行政との協働によるまちづくり”

### 市民主体のまちづくりの推進

次に、地方創生について申し上げます。

地方創生に関する施策を具現化するために、国による財政面の支援として、これまで様々な地方創生関連交付金を活用するとともに、人材面の支援では地方創生人材支援制度で財務省から松岡参事監をお迎えし、「名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の着実な推進に向け尽力いただいています。

引き続き、地方創生のさらなる深化のため、意欲と熱意をもって取組を推進してまいります。

次に、コミュニティ活動の推進について申し上げます。

協働のまちづくりを進める上で最も重要な組織である町内会については、住みよい地域社会を築くため、財政的・人的支援や加入促進に向けた啓発など、その活動に対する積極的な支援を継続してまいります。また、町内会相互の連携を図るため、町内会連合会に対する支援も継続してまいります。

さらに、単位町内会の枠を超えた活動などに取り組んでいただい

ている地域連絡協議会については、地域特性を活かしたより良いまちづくりを推進するため、地域の自主性と自発性を尊重した活動の支援を継続するとともに、地域の持続的な発展を促すことのできる地域コミュニティ確立に向け、地域連絡協議会の活性化を図り、地域自治の向上及び市民主体のまちづくりを推進してまいります。

また、「名寄の冬を楽しく暮らす条例」の理念をまちづくりに反映させていくため、名寄市利雪親雪推進市民委員会との連携を図り、地域における利雪・親雪の取組を推進するとともに、情報発信などを通じ、意識啓発及び取組の周知を図ってまいります。

## **人権尊重と男女共同参画社会の形成**

次に、男女共同参画社会の形成について申し上げます。

昨年 4 月から施行された名寄市男女共同参画推進条例に基づき策定を進めている「第 2 次名寄市男女共同参画推進計画」については、市民で組織された名寄市男女共同参画推進委員会の検討を踏まえ、パブリック・コメントを実施し年度内の策定を予定しているところ  
です。

今後、この第 2 次計画の推進にあたり、市はもとより市民をはじめ

め、各種団体や企業、各関係機関が、それぞれの役割を果たすとともに連携を図りながら、引き続き男女共同参画社会の実現に向け、積極的に取組を進めてまいります。

## **情報化の推進**

次に、情報化の推進について申し上げます。

平成 27 年 10 月に社会保障・税番号制度が施行され、多くの住民情報を扱う地方自治体に対し、情報セキュリティの抜本的な強化が求められたことから、当市においては関係する部署で組織するセキュリティ会議の中でその対策及び適正な管理運用について検討し、国の指針に沿ったシステム改修やセキュリティ対策を講じてまいりました。

現在は、本年 7 月から始まる国の情報提供ネットワークシステムを活用した各行政機関による情報連携に向けて、準備を進めているところです。

今後も引き続き、情報セキュリティ対策の強化に取り組み、より強固な態勢で個人情報の保護に努めてまいります。

## 交流活動の推進

次に、交流活動の推進について申し上げます。

国内交流については、山形県鶴岡市、東京都杉並区との交流において、人的交流や特産品販売など、さらに充実した交流となるよう推進してまいります。

ふるさと会については、会員相互や本市とのさらなる交流の推進に努めるほか、本市からの情報発信や会員拡大などへの支援を通じて、活動の充実が図られるよう連携を強化してまいります。

国際交流については、姉妹都市カナダ国カワーサレイクス市リンゼイから交換学生を受け入れるとともに、友好都市ロシア連邦ドーリンスク市から訪問団を迎えることにより、これまで育んできた交流の絆をさらに深めるよう支援してまいります。

さらに、台湾との交流では、中学生による野球を通じた交流や高校生の教育旅行の受入を行うなど、国際感覚豊かな青少年の育成や交流人口の拡大に努めてまいります。

交流居住の推進については、本市の魅力や生活環境の良さを知っていただくため、風連地区に「お試し移住住宅」を2棟整備し維持管理を行っていますが、移住を希望するより多くの方々に本市の住

みよさを実感してもらえるよう、昨年、名寄地区の市街地にも「お試し移住住宅」を整備いたしました。今後とも、本市の魅力について様々な媒体を通じた情報発信を行うことにより、道内外からより多くの方々に訪れていただけるよう取組を進めてまいります。

## **広域行政の推進**

次に、広域行政の推進について申し上げます。

北海道では、北海道命名から 150 年を迎える平成 30 年に合わせて、記念事業に向けた新たな組織を立ち上げて取組を始めました

11 市町村で構成する「テッシ・オ・ペツ賑わい創出協議会」においては、天塩川周辺地域が北海道の命名者とされる「松浦武四郎」とのゆかりが深いことに加え、出身地である三重県松阪市との連携事業がすでに実施されていることから、構成市町村における独自事業が開催されるようイニシアチブを取るとともに、北海道と連携しながら、記念事業への取組を進めているところです。

引き続き、北海道遺産である天塩川を軸とした地域連携を行なうとともに、地域の魅力を内外に情報発信しながら交流人口の拡大に努めてまいります。

次に、定住自立圏について申し上げます。

平成 23 年に名寄市、士別市を複眼型中心市とする 13 の市町村間において、北・北海道中央圏域定住自立圏形成協定を締結し圏域を形成するとともに、「定住自立圏共生ビジョン」に基づき広域連携事業を推進してきました。

平成 28 年 12 月、医療・福祉分野におけるさらなる連携を行うため、定住自立圏形成協定の一部変更を行ない、平成 29 年度からは「定住自立圏共生ビジョン」に掲載する施策・事業に成果指標（K P I）を設定することで、達成状況などを踏まえた施策・事業の P D C A サイクルを構築し、広域連携事業の着実な推進を図ってまいります。

## **効率的な行政運営**

次に、効率的な行政運営について申し上げます。

平成 19 年 2 月に「新・名寄市行財政改革推進計画」を策定以降、推進項目の検証と見直しを行い、効果・効率的な行政運営に努めてまいりました。現在、平成 29 年度以降の新たな推進計画の策定を行っており、自主財源の確保策としても有効な施策であるふるさと応援寄附制度の見直しなどによる持続可能な財政運営の推進をはじめ、

本計画に基づき引き続き効率的な行財政運営に取り組んでまいります。併せて、公共施設の使用料の見直しなど、公平・公正な受益者負担についても適正化を図ってまいります。

また、これまでの組織のスリム化や急激な世代交代により、職員の人材育成が急務になってきていることから、「新・名寄市人材育成基本方針」に基づき、職員研修の充実や適正な人事管理に取り組み、職員の意識改革や資質向上のため、職種・職階に応じた研修や政策形成能力の養成に向けた取組を進めていくとともに、平成 29 年度においても、地域活性化センター、北海道経済産業局、北海道への職員派遣を継続するほか、新たに姉妹都市である山形県鶴岡市との相互人事交流を実施し、知識・経験豊富な人材の育成に努めてまいります。

## **平和行政の推進**

次に、平和行政の推進について申し上げます。

当市においては、平成 19 年 3 月に制定した「非核平和都市宣言」の趣旨にのっとり、これまで平和<sup>くびちょう</sup>首長会議や日本非核宣言自治体協議会への加盟をはじめ、各種事業の実施や民間団体などが行う事業

との連携を図りながら、恒久平和を念願し平和の尊さを市民と共有してきました。

今後は、これまで取り組んできた事業の内容や資料などを、市ホームページに新たに項目を設けて掲載することで、より積極的に情報発信を行ってまいります。

## **“市民みんなが安心して健やかに暮らせるまちづくり”**

### **健康の保持増進**

次に、健康の保持増進について申し上げます。

名寄市健康増進計画「健康なよろ 21（第2次）」に基づき、特定健診や各種がん検診の受診率向上を図り、生活習慣病の発症予防と合併症や症状の進展などの重症化予防の徹底、乳幼児期から高齢期まで生涯を通じた健康づくりを推進することで、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を目指します。

また、市民の主体的な健康づくりを促進するため、引き続き「なよろ健康マイレージ事業」を実施してまいります。

母子保健事業については、妊婦・乳幼児健診や子育て相談を通して、妊娠期から乳幼児期まで切れ目ない支援体制の充実を図るとと

もに、平成 29 年度から新たに「名寄市特定不妊治療費助成事業」を開始し、不妊に悩む夫婦に対して、高額となっている治療費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ってまいります。

感染症予防については、予防に関する正しい知識の普及啓発や予防接種の充実を図り、感染症予防の推進に努めてまいります。

### **地域医療の充実**

次に、地域医療の充実について申し上げます。

市立総合病院の平成 29 年度の診療体制については、新たに総合内科を開設するなど、市民や圏域の皆様が利用しやすい体制の整備を進めてまいります。

医師の配置については、減員となっていた麻酔科に旭川医科大学から、増員を要望していた泌尿器科に北海道大学から、それぞれ常勤医師の派遣が予定されているほか、北海道医師養成確保修学資金制度による「地域枠」の医師 3 人が配置される予定であり、さらに充実した診療体制となる見込みとなっています。

加えて、6 人の定員で募集をしていた初期臨床研修医については、マッチングシステムで決定された 6 人の 1 年次研修医を採用する予

定であり、協力型や2年次の研修医と合わせて14人が当院で研鑽することとなっています。

新名寄市病院事業改革プランの取組については、平成30年度から地方公営企業法の全部適用に移行する計画であり、本年は条例改正などの準備作業に取り組んでまいります。

院内保育所については、昨年12月に新しい保育所での保育を開始し、2月1日からは新たに給食の提供を開始したほか、4月からの24時間保育の開始に向けた準備を進めており、保育士の確保を行ったところです。

今後とも、道北第3次保健医療福祉圏の地方センター病院として、医療スタッフの人材確保に努めるとともに、圏域内の限られた医療資源を最大限に活用して、引き続き地域の病院や診療所と連携し、診療・看護体制の充実を図ってまいります。

## **子育て支援の推進**

次に、子育て支援の推進について申し上げます。

子育て支援については、昨年10月にファミリー・サポート・センター事業を開始し、子育て環境の向上に努めてまいりました。

平成 29 年度は、さらなる子育て支援を推進するため、子育て支援活動を実施する団体への補助事業の開始に向け準備を進めてまいります。

幼児教育・保育については、平成 29 年 4 月から 1 つの幼稚園が認定こども園となり開園し、1 号・2 号認定された子どもの保育を実施することとなります。引き続き、関係機関と連携を図り、市内各園の支援を実施してまいります。

また、平成 27 年度からスタートした「名寄市子ども・子育て支援事業計画」については、引き続き計画に盛り込まれた事業の実効性の確保に努めてまいります。

## **地域福祉の推進**

次に、地域福祉の推進について申し上げます。

平成 29 年度から始まる「第 2 期名寄市地域福祉計画」に基づき、こども、高齢者、障がい者など、全ての市民が安心して健やかに暮らしていくことができる「自立と共生」の地域社会づくりを推進してまいります。

また、施設整備について、地域福祉の総合的な拠点施設である総

合福祉センターの屋上防水改修工事を、本年 7 月頃に行う予定となっております。

## **高齢者福祉の推進**

次に、高齢者福祉の推進について申し上げます。

平成 29 年度は「名寄市第 6 期高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画」の最終年度にあたり、計画に基づく事業の推進を図るとともに、高齢者の方々が住み慣れた地域において自分らしい生活を続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築に向け取組を進めてまいります。

平成 29 年度から事業開始となる「介護予防・日常生活支援総合事業」については、従来の介護予防給付のサービスからの移行をスムーズに行っていくとともに、新たに「通いの場」を主催する団体や個人への支援を行う「地域介護予防活動支援事業」を実施しながら、生活支援サービスの拡充に向け、名寄市生活支援等サービスネットワーク会議での検討を継続してまいります。

また、在宅で生活をされている要介護高齢者への経済的支援として、要介護 3 以上の高齢者への紙おむつ用ごみ袋の支給を実施し、

本年 4 月以降速やかに対象者に配布できるように対応を進めてまいります。

さらに、屋根雪おろしに対する安全確保対策として、低所得者向けに屋根雪おろし費用の助成を実施してまいります。

喫緊の課題である介護職員の確保については、介護職員初任者研修受講費用の助成、資格保持者に対する就職支度金の助成を継続するとともに、介護職員の定着・確保に向けた対策事業に取り組んでまいります。

## **障がい者福祉の推進**

次に、障がい者福祉の推進について申し上げます。

障がい者が、住み慣れたこの地域で安心して健やかに暮せるよう、「第 2 次名寄市障がい者福祉計画」「第 4 期名寄市障がい福祉実施計画」に基づき、円滑な福祉サービスの提供に努めています。平成 29 年度は、両計画とも最終年度となることから、障がい福祉行政及びサービス提供体制に関する検討を行い、それぞれ次期計画の策定を行ってまいります。

## 国民健康保険

次に、国民健康保険について申し上げます。

国民健康保険は、国民皆保険制度の根幹として重要な役割を果たしていますが、財政基盤が脆弱であるという構造的な問題を抱えており、加えて高齢化の進展や医療の高度化などにより、市町村で安定した運営を行うことが難しい状況となっています。

このような中で、平成30年度から国民健康保険の都道府県単位化が始まり、都道府県が安定的な財政運営や効率的な事業運営のための責任主体となり、市町村は北海道が示す納付金を納めるための賦課・徴収業務、医療費の適正化に向けた保健事業など、地域におけるきめ細やかな事業を引き続き担うこととなります。

納付金の額については、今後確定となりますが、市民の皆様の関心も高く、引き続き丁寧な市民周知を図る一方、納付金の算定には所得や医療費の水準などが反映されることから、今後も医療費の適正化に努めるとともに、国や北海道に対して確実な財政支援の実施と納付金算定における負担の軽減を求めてまいります。

## “自然と調和した環境にやさしく快適で安全安心なまちづくり”

### 循環型社会の形成

次に、循環型社会の形成について申し上げます。

環境への負荷が少ない循環型社会の形成の実現には、市民や事業者が自らごみの発生抑制と減量化、資源化を図ることが重要なことから、再生資源集団回収事業、段ボールコンポストの普及、古着や廃食用油の拠点回収のほか、使用済み小型家電の回収推進、適正な分別排出に向けた周知活動に取り組んでまいります。

広域最終処分場の建設については、平成30年4月供用開始に向け、浸出水処理施設建設工事及び埋立処分地施設建設工事を名寄地区衛生施設事務組合により進めてまいります。

### 消防

次に、消防について申し上げます。

防火対策については、火災から大切な命を守るため、一般世帯や高齢者世帯への防火訪問を実施し、町内会、女性防火クラブ、消防団などと連携した住宅用火災警報器の設置と適切な維持管理を行い、火災による死者の発生抑止に努めてまいります。

消防体制については、地域防災力の中核を担う消防団との連携を強化し、地域住民の安全安心の確保を図ってまいります。

また、火災、交通事故、自然災害など様々な救助事案に対応できる救助工作車の導入を図り、消防力の充実強化に努めてまいります。

## **防災対策の充実**

次に、防災対策の充実について申し上げます。

自然災害の激化に対する防災対策については、「減災」の考え方に基づき、国の「水防災意識社会再構築ビジョン」により、関係機関と連携した防災活動を推進してまいります。

また、住民の確実な避難のため、自助及び地域の共助力の向上を柱とした住民の防災意識の高揚、自主防災組織及び防災リーダーの育成を図ってまいります。

このほか、農村地域などに対しては、忠烈布ダムや西風連ダムによる地震被害を想定したハザードマップを作成し、対象地域住民に周知などを行ってまいります。

次に、これまで被災地支援事業として実施してきた南相馬市児童

受入事業の「夏季林間学校」については、平成 29 年度から南相馬市の復興を見据え「復興元気事業」として実施し、防災・科学をテーマとして交流を行うほか、双方向の交流事業として実施してまいります。

## **交通安全**

次に、交通安全対策について申し上げます。

昨年、市道交差点の事故により 1 人の尊い命が犠牲となりました。こうした痛ましい事故の再発防止に向け、市民一人ひとりが積極的に交通安全ルールや、思いやりのある交通マナーを遵守されるよう、関係機関・団体などと緊密に連携しながら、市民の交通安全意識の高揚を図ってまいります。

また、幼児や児童、高齢者を対象とした交通安全教室の参加促進、高齢者への夜光反射材の配布など、交通事故の根絶に向けた運動と周知活動に取り組んでまいります。

## **生活安全**

次に、生活安全対策について申し上げます。

本市では、不審者による声かけやつきまといなど、子どもや女性を狙った事案が報告されています。犯罪のない安全安心な地域づくりを目指し、地域住民や関係機関・団体などと情報を共有し、防犯対策や防犯意識の高揚を図ります。

また、空家等対策については、市内全域の空家の把握に努めるとともに、名寄市空家等対策計画に基づき、所有者自らによる適切な管理や宅地建物取引業者と連携した名寄市空家バンク制度の周知活動、空家等に関する相談窓口の対応などに取り組んでまいります。

## **消費生活の安定**

次に、消費生活の安定について申し上げます。

消費者を取り巻く環境は、サービスの多様化や情報化などの進展により大きく変化し、近年は消費者トラブルが広範化・複雑化していることに加え、主に高齢者を狙った特殊詐欺や電子マネーで支払いを要求する架空請求詐欺が横行しています。今後も、高度化する消費生活相談に対応できるよう、専門相談員の資質向上に努めてまいります。

また、消費者被害を未然に防止するために、市民への情報提供や

出前講座による啓発活動などの施策を継続して進めてまいります。

## **住宅の整備**

次に、住宅の整備について申し上げます。

北斗・新北斗団地建替事業については、北斗団地 1 棟 10 戸の建設、新北斗団地 2 棟 8 戸の全面住戸改善、9 棟 36 戸の既存公営住宅の解体及び平成 30 年度事業の実施設計を予定しています。

市営住宅環境整備事業については、ノースタウンなよろ団地 1 棟 30 戸の長寿命化改善工事を実施するほか、平成 30 年度着手予定の風舞団地の改修実施設計及び西町団地 2 棟 8 戸の解体を予定しています。

また、市民が安心して快適に暮らすことができ、環境にやさしい住まいをつくるためのガイドラインとして「名寄市住宅マスタープラン」の策定業務を実施いたします。

さらには、地震から生命と財産を守るため、耐震診断、耐震改修に対する補助制度について、広く市民に周知してまいります。

## 都市環境の整備

次に、都市環境の整備について申し上げます。

都市公園については、長寿命化計画に基づき老朽化した遊具などの改修を行い、安全安心な遊び場や憩いの場を確保してまいります。

また、「ひと・ほし・環境にやさしい灯り事業<sup>あか</sup>」について、平成 26 年度から、市内の街路灯及び防犯灯の LED 化を行ってまいりましたが、平成 28 年度においては、環境省の「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金」を活用し、本市が設置していました水銀ランプ防犯灯 2,322 灯の LED 化を終えています。

平成 29 年度からは、防犯灯施設の保守管理<sup>ちんたいか</sup>を含めた貸貸<sup>あ</sup>借りを 10 年間実施することにより、市民の安全安心の確保と、環境負荷の低減となる電力消費量及び二酸化炭素排出量の抑制を図りながら、快適な環境整備の推進に一層努めてまいります。

## 上水道の整備

次に、水道の整備について申し上げます。

水道事業については、安全安心な水道水を安定供給するために、老朽管更新事業として 6 路線を更新するほか、配水管網整備事業と

して3路線を整備してまいります。

併せて、健全経営を維持するために漏水調査を継続し、有収率の向上を図ってまいります。

また、川西浄水場においては、老朽化した機械・電気設備の更新と水源井すいげんいの新設を予定しています。

### **下水道・個別排水の整備**

次に、下水道・個別排水の整備について申し上げます。

下水道事業については、名寄下水終末処理場及び風連浄水管理センターにおける機械設備の更新に着手してまいります。

また、下水道汚水管渠かんきょについては、長寿命化計画に基づき、管渠更生工事を計画的に実施し、効率的な維持管理に努めてまいります。

次に、個別排水整備事業について申し上げます。

個別排水整備事業については、郊外地区における快適な生活環境の保持のため、合併浄化槽12基の設置を予定しています。

## 道路の整備

次に、道路の整備及び市道の除排雪について申し上げます。

継続路線では、西4条仲通をはじめ北1丁目通のほか3路線の整備を行うとともに、舗装路面の老朽化が進む幹線道路の2次改築として、風連東8号北線の舗装改築工事を継続し、安全で円滑な交通の確保に努めてまいります。

橋梁については、長寿命化計画に基づき平成36年度までの10年間で修繕を計画している26きょう橋のうち、「東恵橋」及び「二十一線橋」にじゅういっせんぼしの修繕工事を実施するほか、実施設計及び近接目視点検を行い、利用者の安全安心の確保と快適な道路サービスの提供に努めてまいります。

平成29年度の除排雪対策については、除雪延長444キロメートル、排雪延長149キロメートルの実施を予定しており、冬の快適な生活環境の確保や生産活動の維持を図ってまいります。

また、効率的で効果的な除排雪体制の確立と安全安心な冬期間の道路交通網を確保するため、積み上げ除雪を実施し、車道の幅員確保に努めるとともに、交差点の見通しの確保を図ってまいります。

さらに、広報用パンフレット「なよろの除雪」による市民周知の

ほか、市道及び私道<sup>わたくしどう</sup>除排雪助成事業や排雪ダンプ助成事業の実施、雪堆積場の確保を図りながら、円滑な事業の推進に向けて取り組んでまいります。

平成 29 年度から新たな事業として、町内会に対し、小型タイヤショベルと排雪用 4 トンダンプを 1 シーズン 3 回まで無料で貸し出し、道路脇に積み上がった雪山や交差点の見通し向上など、町内会が自主的に行う排雪作業を支援するモデル事業を実施いたします。今後とも、冬の生活をより快適なものとするため、町内会との連携協力を図りながら、市民と協働による除排雪を推進してまいります。

次に、高規格幹線道路の整備について申し上げます。

北海道縦貫自動車道「士別剣淵～名寄間」については、昨年 11 月 30 日に用地説明会が開催され、北海道開発局から地権者に対し用地補償についての説明がありました。北海道開発局は、平成 30 年度に用地買収を完了する予定で進めたいとしています。引き続き、地元期成会をはじめ関係機関などと連携を図りながら、早期開通に向けて取り組んでまいります。

## 地域公共交通

次に、地域公共交通について申し上げます。

鉄路については、昨年 11 月 18 日、J R 北海道単独では維持することが困難な線区の発表が行われ、宗谷本線のうち名寄・稚内間がその対象とされました。

本市としては、会長を務める宗谷本線活性化推進協議会において、国や道、J R 北海道に対し宗谷本線の維持・存続に向けて要望を行ってきており、また、本年に入り上川・宗谷・オホーツクの 3 期成会の連名で要望を行ってきています。

2 月には、北海道の鉄道ネットワークワーキングチームが、鉄道網のあり方をまとめた報告書を知事へ提出しており、公表された内容では、宗谷本線の重要性も確認されたと考えています。

今後も引き続き、沿線自治体や関係団体と連携し、路線維持・存続に向けて取り組んでまいります。

昨年 3 月に実証運行を終え、本運行となっているコミュニティバスについては、西まわり・東西まわりともに利用者が増加傾向にあり、名寄地区中心部の移動手段として定着してきているものと認識しているところです。今後についても、バス運行事業者と連携し、

利便性の高いバス路線の運行が継続できるよう努めてまいります。

また、ほかのバス路線についても、利用状況や地域の実情を考慮し、利用しやすく効率的な公共交通を確保できるよう必要に応じ、多様な交通手段の導入も含めた具体的な調査・検討を行ってまいります。

## **“地域の特性を活かしたにぎわいと活力のあるまちづくり”**

### **農業・農村の振興**

次に、農業・農村の振興について申し上げます。

地域の特色と財産を活かした持続可能な農業を目指し、第2次「名寄市農業・農村振興計画」を策定し、将来的な方向性を示しながら様々な課題解消と農業振興に向けて取り組んでまいります。

担い手の育成・確保については、第一期の地域おこし協力隊2人が昨年で任期を終え、新規就農者として迎え入れることができました。引き続き就農支援に取り組むとともに、今後も就農モデルを基に募集活動について進めてまいります。また、新規就農者や農業青年のニーズに応えられるよう、新たな支援制度による取組を進めてまいります。

また、優良農地の確保と耕作放棄地の解消については、国の制度を十分検討し、関係機関・団体との連携、生産者との話し合いを通じて、名寄の特色を活かした担い手育成支援策や産地づくりを推進してまいります。

さらには、農繁期における労働力不足への対応として、雇用労働力の確保に向けた農業者の取組を支援するとともに、労働力確保に向けた対策について検討してまいります。

農産物のブランド化については、もち米文化の振興と名寄産農産物の付加価値向上に向けたブランド化とPRを推進してまいります。

食育の推進については、第2次「名寄市食育推進計画」に基づき、市民、地域、行政、関係機関・団体との連携により、情報提供や安全安心な農産物の地産地消を推進するとともに、次期計画の策定に向けて取り組んでまいります。

次に、米政策について申し上げます。

平成29年産<sup>まい</sup>米の配分については、前年比0.42パーセント減の1万2,844トンとなり、内訳では、もち米<sup>ごめ</sup>1万1,307トン、うるち米<sup>まい</sup>1,537トンの配分となりましたが、自主的取組参考値が示されたため、最

最終的に 1 万 2,809 トンの配分となっています。今後とも、配分量に基づく良質米<sup>まい</sup>の生産に向けた取組を進めてまいります。

また、経営所得安定対策制度については、産地交付金の有効活用など、関係機関・団体と協力し農家経営の安定に努めてまいります。

次に、「中山間地域等直接支払制度」及び「多面的機能支払交付金事業」について申し上げます。

中山間地域等直接支払交付金は、名寄及び風連地域においてそれぞれ集落協定が結ばれ、条件不利地における営農の継続と集落での共同取組活動が行われており、第 4 期対策の 3 年度目となる平成 29 年度は、名寄地域 3,201 万円、風連地域 6,439 万円がそれぞれ交付される見込みとなっています。

多面的機能支払交付金は、農地維持及び資源向上取組支援として 9 活動組織に 1 億 8,243 万円、施設の長寿命化に取り組む 5 活動組織に 3,615 万円が交付される見込みとなっています。

次に、農業振興センターについて申し上げます。

I C T の活用など高い技術に根ざした体質の強い地域農業を目指

し、関係機関・団体と農業者が連携し、引き続き営農技術指導体制の確立、地域適応試験及び実証試験圃の設置、土壌診断などに取り組んでまいります。

また、薬用植物振興については、カノコソウの栽培や出荷とともに、名寄市薬用植物研究会や関係機関と連携して新たな品目の栽培試験に取り組んでまいります。

次に、有害鳥獣対策について申し上げます。

エゾシカ対策については、引き続き実施時期を早め、被害防止に努めるとともに、アライグマ対策についても駆除に向けて関係機関・団体と連携し取り組んでまいります。

ヒグマ対策については、広報なよろなどによる市民への注意喚起はもとより、関係機関・団体との連携のもと、生態状況や対応策に関する情報収集を行ってまいります。さらに、農地における電気柵の設置など人里にヒグマを寄せ付けない対策についても普及啓発するとともに、巡回パトロールの実施、出没箇所への看板設置など予防と安全対策を強化してまいります。

また、昨年 3 月から、道による「ヒグマ対策技術者育成のための

捕獲」の対象地域となったことから、引き続き残雪期における捕獲活動を実施してまいります。

次に、畜産の振興について申し上げます。

現在原料を輸入に頼っている配合飼料などの飼料価格は高い傾向にあり、酪農・畜産経営は依然として厳しい状況にあります。

このため、飼料の自給率や生産性の向上による経営コストの低減を図ることを目指し、畜産クラスター計画を基本とする事業について関係機関・団体と連携し進めるとともに、市営牧場の整備による育成環境の改善に取り組んでまいります。

また、名寄市立食肉センターについては、畜産振興による地域経済の活性化、雇用拡大に努めてまいります。

次に、農業農村整備事業について申し上げます。

安全で高品質な農産物の安定生産、作業機械の大型化及び輪作体系の確立による農業経営の安定を図るため、農業生産基盤の整備、保全事業を推進してまいります。

国営事業では、「国営施設機能保全事業」風連地区として、引き続

き御料ダム、風連ダム、日進頭首工、導水幹線用水路の施設補修が平成 33 年度まで実施されます。

道営事業では、「道営水利施設整備事業」忠烈布地区として、忠烈布ダムの長寿命化対策を進めており、平成 29 年度での完了を予定しています。また、引き続き天塩川第 5 支線地区として、幹線用水路の長寿命化対策が実施されます。

「道営農地整備事業」では、名寄東地区として区画拡大、用排水路の整備を進めており、平成 29 年度での完了を予定しています。また、引き続き風連東第 1 地区並びに第 2 地区、第 3 地区の区画整理、暗渠排水などの基盤整備が実施されます。

市の「農道整備事業」では、中名寄 9 線沢道路を 3 カ年事業として実施してまいります。

## **森林保全と林業の振興**

次に、森林保全と林業の振興について申し上げます。

林業・林産業については、依然厳しい市場状況にあるものの、森林については、地球温暖化の抑制など多面的機能を有する貴重な財産として、健全な育成が必要となっています。

市有林については、国の補助事業を活用して、計画的な間伐と主伐、再造林を進め、自然環境と市有財産の保全に努めてまいります。

また、民有林についても、名寄市森林整備計画の基本方針に基づき、良好な森林育成の推進に向けて、関係機関・団体と連携のもと森林経営計画を推進するとともに、低コスト化森林施業に向け、国や道の助成制度の活用に加え、市としても除間伐や造林に対する支援を行ってまいります。

## **商工業の振興**

次に、商工業の振興について申し上げます。

本市の商工業の振興を図るため、昨年、名寄市中小企業振興条例及び本条例に基づく施行規則の一部を改正いたしました。今後においても、市の制度融資などの活用を促進するほか、中小企業の経営基盤強化の支援を行っていくとともに、中小企業者の主体的な取組に基づき、地域経済を牽引する事業者への支援を行ってまいります。

また、地域経済の活性化を図り、良質な住環境の整備など市民及び移住者が安心して住み続けられる住まいづくりを促進するため、昨年10月から「住宅改修等推進事業」を実施しており、本年1月末

まで 62 件の申請があったところです。本事業は、居住している住宅改修のほか、転入予定者が改修後に入居する場合においても助成対象としており、平成 29 年度においても移住の推進や空家対策の施策とも連動しながら事業を継続してまいります。

引き続き、中小企業振興審議会及び商工団体、さらには産官金「なよろ経済サポートネットワーク」と連携をしながら、時代の変遷を的確に捉え中小企業者のニーズに沿った施策を推進するとともに、風連及び名寄地区で独自に取り組んでいる様々な商工振興施策についても支援してまいります。

企業誘致施策においては、北海道より「食関連企業誘致に向けた道と市町村の連携モデル事業」に選定されたことから、今後も国、道、関係機関・団体などと連携して取り組んでまいります。

駅前交流プラザ「よろーな」については、平成 27 年度から NPO 法人なよろ観光まちづくり協会が指定管理者となり、施設の賑わい創出を含む施設管理業務を行ってまいりました。

施設の利用状況については、平成 26 年度と 27 年度との比較で、利用件数 50 件、利用人数 2,536 人の増となっており、本市の新たなコミュニティ醸成の場として、市民認識も深まっているところです。

また、一部商店街においては、中心市街地の賑わい創出に向けてよろーなの取組事業と連携したイベントを行うなど、商店街として主体的な取組も見られるようになってまいりました。

今後とも、このような取組を積極的に支援していくとともに、名寄商工会議所、なよろ観光まちづくり協会及び各商店街振興組合などと連携し、賑わい創出施策を推進してまいります。

## **雇用の安定**

次に、労働関係について申し上げます。

昨年12月末におけるハローワークなよろ管内の雇用情勢については、月間有効求人倍率が1.25倍で、前年同月比0.21ポイント増、12ヶ月連続して前年同月を上回り、2008年のリーマンショック以降の最高値として、引き続き高い水準を維持しています。

職業別では、特に建設土木技術、運転業務、看護師・福祉関連で人材不足の状態が続いています。建設関係団体からは、特殊技能労務者の高齢化や若年後継者不足が深刻な問題になっており、地域建設産業の衰退を懸念する声も上がっていることから、これまで以上に建設関係団体や商工団体、教育機関と連携を図り、中小企業振興

条例に基づく人材確保につながる支援制度の周知と業界の担い手育成の支援を推進してまいります。

昨年 12 月末現在の高等学校新卒者の就職内定状況については、卒業予定者 663 人のうち就職希望者は 208 人で、前年比 21.6 パーセントの増、そのうち管内就職希望者は 129 人で、前年比 40.2 パーセントの増、これに対し管内求人数は 284 人で、前年比 31.5 パーセントの増となっています。

また、就職内定者数は 189 人で、前年比 21.2 パーセントの増となりましたが、就職内定率は前年比 0.3 ポイント減の 90.9 パーセントとなっています。

大学・高校などの卒業生の就職支援については、職業体験や現場見学会などを関係団体、事業所、学校関係者などと連携し実施するとともに、事業所に対する求人要請、求人開拓などを引き続き実施しながら、新卒者の地元定着につながる施策を進めてまいります。

## **観光の振興**

次に、観光の振興について申し上げます。

平成 24 年度にスタートした名寄市観光振興計画については、観光

を取り巻く環境の変化に対応するため、現行計画における事業の進捗状況を確認しながら、平成 29 年度から推進されることになる第 2 次総合計画に基づき、市民検討委員会を開催して見直し作業を行なってまいりました。今後とも、引き続き見直し作業を行うほか、新たに加えた個別の戦略事業に基づき、さらなる観光振興に向けた事業を実施してまいります。

観光関連施設については、計画的な補修や整備を行うなど、多くの皆様に快適にご利用いただけるよう受入環境の充実を図ってまいります。特に、スキー場及び温泉・宿泊施設については、施設の長寿命化を含めた整備について検討を進めてまいります。

## **“生きる力と豊かな文化を育むまちづくり”**

### **幼児教育の充実**

次に、幼児教育の充実について申し上げます。

幼児教育については、平成 29 年 4 月から幼児教育を実施している全ての市内施設が「子ども・子育て支援法」に基づく新制度へ移行し、施設型給付費による運営が実施されることから、引き続き保護者が安心して預けることのできる環境や、園児を安定して受け入れ

ることのできる体制づくりを支援してまいります。

## **大学教育の充実**

次に、名寄市立大学について申し上げます。

大学教育に対する国の動向や、本学を取り巻く情勢などを踏まえ、平成 29 年度から、今後の 10 年間ににおける大学の目指すべき基本的な方針を示す「将来構想」について、教授会の手続きを経たのち、学長からの報告を受け、市議会総務文教常任委員会にお示しいたしました。

将来構想では、名寄市立大学が将来にわたり、地域に根差した市立大学として、ケアの未来をひらき、小さくてもきらりと光る大学であり続けることができるよう、教育、研究、社会連携・貢献、学生支援などについて、今後の方向性を明らかにしています。

今後は、将来構想の推進に向けて、大学当局と設置者との間による定期的な協議の場を設け、その進捗状況などを見守り、大学内外での取組を進めてまいります。

次に、施設整備について申し上げます。

新図書館については、本年1月30日に引き渡しを受けており、現在、4月からの供用開始に向け、図書の移行作業を進めているところです。

今後とも、教育と学術研究の核となる施設として、学生への学修支援を基本としながら、地域住民の皆様への利活用など、ソフト面の充実に取り組んでまいります。

また、昨年9月30日に着工した保健福祉学部再編事業に係る新棟建設工事については、来年2月末の完成に向けて、安全対策に最大限配慮しながら、工事を進めてまいります。

## **生涯スポーツの振興**

次に、生涯スポーツの振興について申し上げます。

びよんちゃん  
平昌冬季オリンピック・パラリンピックの開幕を控え、スポーツに対する関心が高まっていることから、引き続き、市民皆スポーツを推進しながら、スポーツ施設の整備や改修など環境整備に努めてまいります。

また、スポーツ合宿の推進については、冬季スポーツ拠点化事業の中心的な役割を担う「なよろスポーツ合宿誘致推進協議会」の活

動を通じて、交流人口の拡大による地域活性化と地域資源を生かしたスポーツ産業の創設により、地域経済の活性化を目指す取組を推進します。

さらに、拠点化事業の象徴的な取組として、上川北部地域の豊かな自然環境、集約化された冬季スポーツ施設を生かした「冬季版ナショナルトレーニングセンター」の誘致活動を北海道、関係機関、冬季スポーツ競技団体などと連携しながら本格化させてまいります。

以上、市政執行に対する私の所信と基本的な考え方を申し上げました。

市議会議員の皆様、並びに市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます、平成 29 年度の市政執行方針といたします。